

# 環境管理細則

第1条（目的） この細則は、幸手東武団地自治会会則第3条および第73条にもとづいて、この団地の生活環境の維持と改善をはかるために定める。

第2条（適用範囲） この細則は、この団地の居住者および団地内に住宅地を有するもの全員に適用する。

第3条（定義） この細則でいう環境管理とは、この団地内の道路・公園・未居住地・上下水道・およびそれぞれに付帯する設備などについて、団地住民生活に支障をきたすことのない状態を維持し向上させるために管理することをいう。

第4条（業務） 前条の環境管理のために次の業務を行う。

- 1 街路灯の維持管理業務（電力料金を含む）
- 2 公園および公道の整備業務
- 3 未居住地区の環境整備業務
- 4 環境管理に関する一切の会計業務
- 5 その他役員会が決定したもの

第5条（責任の所在） 前条の業務は、役員会の責任において遂行する。

第6条（業務の委託） 第4条の業務のうち総会の承認を得たものについては、その業務を職業とする第三者に委託または請負わせることができる。

第7条（改廃） この細則の改廃は、班長会議の議決を経なければならない。

第8条（実施） この細則は昭和54年4月15日から実施する。

この細則は昭和56年4月19日から一部改訂実施する。

この細則は昭和57年4月18日から一部改訂実施する。

この細則は平成7年10月1日から一部改訂実施する。

この細則は平成23年12月4日から一部改訂実施する。

## \*参考・環境管理費の改訂

昭和55年4月 月額1,000円を1,200円に

昭和57年4月 月額1,200円を1,500円に

平成7年10月 市下水道に接続されたことにより、月額200円分を自治会会費に統合